

呉市補助金等見直しガイドライン

令和元年 8 月
呉 市

目 次

| | | |
|---|-------------------------------------|----|
| 1 | ガイドライン策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 平成28年度包括外部監査結果の概要 | 2 |
| 3 | 補助金等の定義とガイドラインの適用対象 | 4 |
| 4 | 補助金等の見直しにあたっての基本的な視点 | 5 |
| 5 | 補助金等の見直し基準（チェックポイント） | |
| | (1) 補助金額・補助率・補助単価等の適正化 | 6 |
| | (2) 団体運営費補助の整理 | 8 |
| | (3) 市民に開かれた補助制度の構築 | 9 |
| | (4) 適切な支出方法への転換 | 9 |
| | (5) 交付手続等の明文化 | 11 |
| 6 | 補助金等の見直しの方向性 | |
| | (1) 廃止又は休止を検討すべき補助金等 | 12 |
| | (2) 縮小又は整理統合を図ることを検討すべき補助金等 | 13 |
| | (3) 交付手続等において明文化や透明性の確保を図る必要がある補助金等 | 14 |
| 7 | 補助金等の見直しの流れ | 15 |

1 ガイドライン策定の趣旨

補助金の支出は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2に規定する「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」ことを法的根拠として行っており、地方公共団体が公益性を認めた特定の事業や活動を奨励し、促進を図るための財政的な支援として行うことにより、行政を補完し、政策目的を効率的に実現する重要な機能を果たしているものです。

一方で、直接的な反対給付を伴わない支出であることから、一旦新設されると、その効果等が十分に評価・検証をされないまま継続され、長期化・固定化しやすいといった側面を持っています。

そうした中、平成28年度に補助金等をテーマとした包括外部監査が行われ、本市の補助金等の事務の執行について種々の指摘や意見が示されました。

また、今後、財政構造の弾力性を確保し、社会経済情勢や行政需要の変化に対応した施策を展開していくためには、補助金等をより効果が発揮できる制度へと見直していくことや、費用対効果が低くなった補助金等の廃止・縮小を進めることにより、限られた財源を新たなニーズや施策に振り向けていくことが重要となってきています。

こうした状況を踏まえ、平成29年度に策定した「第3次呉市行政改革実施計画」（計画期間：平成30年度～平成34年度）では、基本方針「健全な財政運営の確保」の実現に向けた取組の一つに負担金、補助金の見直しを位置付け、効果を検証するためのガイドラインを策定し、全庁的な見直しを実施していくこととしています。

本ガイドラインは、本市の補助金等に対する考え方を明確にし、評価・見直しを継続的に実施していくための統一的な指針として策定するものであり、補助金等の全庁的な見直しを進めることにより、公益性、公平性及び透明性を確保し、補助金等の適正化を図っていくものです。

2 平成28年度包括外部監査結果の概要

本市では、平成28年度に「補助金等に係る事務の執行について」をテーマとして、平成27年度に一般会計から交付した「補助金」「交付金」のうち、法令・国の基準等に基づくものや地方公営企業に対するものなどを除く170件を対象とした包括外部監査が行われました。

当該監査では、補助金等の必要性、有効性等の観点や表1の判断基準等に基づき、長期的に固定された定額補助金等の見直しや、評価・再検討を行うための交付要綱の整備、見直しの仕組みづくりなどの必要性について指摘・意見が出されており、順次、監査意見に対する対応と措置状況の公表を行ってきました。

表1 平成28年度包括外部監査における指摘・意見の概要

《判断基準》

| 区分 (該当数, 割合) | 主な指摘・意見の内容 |
|-------------------------|---|
| ①要綱なし (89件, 52.4%) | <ul style="list-style-type: none"> ・個別の補助金等に対して交付要綱等を制定するルールとなっていない。制定されているもの、されていないものが混在している。 ・補助金の交付に際して交付要綱を策定し、交付要綱にその根拠を置いて補助金の交付がなされるよう整備したうえで、交付した補助金の評価及び再検討が適時に行われるように運用していくべきである。 |
| ②終期なし (159件, 93.5%) | <ul style="list-style-type: none"> ・補助金等の実効性を高めること及び、既得権益となることを防止するためにも、原則として補助金等の交付終期の定めが必要である。 |
| ③団体補助 (110件, 64.7%) | <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の公平性の観点からは、交付先の決定方法として、何らかの形で公募を取り入れることが望ましい。 ・非公募で特定団体に対して補助等を行う場合、市民に対し当該団体への補助等の必要性を十分に説明する責任があると考えられる。 |
| ④定額補助 (73件, 42.9%) | <ul style="list-style-type: none"> ・補助額が毎年(平成28年度予算も含めて3年以上)同額の補助金が73件(42.9%)ある。 |
| ⑤少額補助 (19件, 11.2%) | <ul style="list-style-type: none"> ・少額の補助等については、公益性、費用対効果、他の代替的方法に比べての優位性を検討する必要がある。 ・補助率(対象事業費に占める呉市補助金等の割合)の低い補助金等については、自主財源での運営等について検討をした結果、その必要性が乏しくなっているものは見直す方向で検討すべきと考える。 |
| ⑥実績なし (5件, 2.9%) | <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度の補助金等交付実績がないものが5件(2.9%)ある。 |
| ⑦算定根拠なし (75件, 44.1%) | <ul style="list-style-type: none"> ・個別の交付要綱等に具体的に補助目的・対象経費・補助率・単価・補助限度額等が明記されていない。 ・具体的な算定根拠の記載がなく、「補助金等交付規則」だけを根拠に交付している補助金等がある。 |

| 区分 (該当数, 割合) | 主な指摘・意見の内容 |
|-------------------------|---|
| ⑧見直しなし (104件, 61.2%) | <ul style="list-style-type: none"> ・過去3年間、補助金額や単価を一度も見直したことがない補助金等が約6割となっており、長期にわたるものも多いことを考え合わせると、全体として見直しが不十分であると考えられる。 |
| ⑨成果指標なし (41件, 24.1%) | <ul style="list-style-type: none"> ・補助金等の目的を達成するために、その事業の必要性や相当性の観点から常に見直して、改善を図っていく必要がある。 ・効果測定を含めたPDCAサイクルを行って、有効性・必要性・相当性を判断して、交付の是非を判断すべきであり、具体的な効果測定方法については、内容によって個々に考える必要がある。 |
| ⑩人的関係あり (37件, 21.8%) | <ul style="list-style-type: none"> ・補助金等を交付している事業は、市の本来業務ではないため、補助団体の事務局事務を取り扱うことは極力避けることが望ましいと思われる。 ・補助金等の目的や団体の性格上、合理性があることや、行政の直接執行という形で実施できるものであるか等を検討することも必要である。 |
| ⑪再補助 (17件, 10.0%) | <ul style="list-style-type: none"> ・一義的には直接補助が基本であり、再補助は補助基準の不透明化にもつながりやすい。 |
| ⑫指定管理者 (1件, 0.6%) | <ul style="list-style-type: none"> ・公募又は公募によらないものの区分を確認し、補助金交付の必要性、交付額、当該団体の補助金に対する比率等について、常に検証し、必要に応じて改善する必要もある。 |

《その他検討すべき事項》

| 区分 (該当数, 割合) | 主な指摘・意見の内容 |
|-------------------------------|---|
| ①補助事業者等の繰越金等の確認 (4件, 2.4%) | <ul style="list-style-type: none"> ・財政状態が安定していて資金的に余裕のある団体への補助等については、廃止を含めて検討するのが相当である。 |
| ②積極的な情報公開 (11件, 6.5%) | <ul style="list-style-type: none"> ・何よりもわかりやすい情報公開に努めることが不可欠である。 ・成果指標の数値が毎年減少しているなどの情報公開不足だと思われるものが顕在する。 |
| ③合併町を含む公平性 (12件, 7.1%) | <ul style="list-style-type: none"> ・補助金等が特定の者に限定されず、市民に広く機会があるかという「公平性」に疑問が生じる。 |

3 補助金等の定義とガイドラインの適用対象

本ガイドラインにおける「補助金等」は、本市が各種団体等に対して交付する「補助金」及び「交付金」とします。

補助金は、特定の事業等を育成し、又は助成するために、地方公共団体が公益上必要であると認めた場合に反対給付を求めずに支出するもので、地方公共団体が独自の判断によって支出する単独補助のほか、国の施策に基づき、国から補助を受けて地方公共団体が間接的に補助する場合があります。

交付金は、法律、条例、規則等により、団体、組合等に対し、地方公共団体の事務を委託している場合に、事務処理等の報償として支出するものです。

なお、表2のとおり、補助金等の性格的分類において、法令・国の基準等に基づく義務的性格の強いものや地方公営企業に対する市の内部的支出については、包括外部監査と同様に、後述する見直し基準等の適用対象から除くこととします。

また、負担金についても義務的性格が強いことから、見直し基準等の適用対象外とします。

表2 補助金等の性格的分類

| 性格的分類 | 見直し基準等の適用対象 |
|--|-------------|
| ①法令や国の基準などで定められた算定方法（定額補助，定率補助，個別算定方法等）によって助成するもの（義務的内容） ※市債・基金繰入金を除く特定財源が10/10の割合で充当される助成事業を含む。 | × |
| ②繰出基準などに基づき地方公営企業（水道事業，工業用水道事業，下水道事業及び病院事業）に対して助成するもの（市の内部的支出） | × |
| ③事業活動に公益性があると認められる団体の人件費や管理経費の一部に対して助成するもの（団体運営費補助） | ○ |
| ④特定の事業活動に対して助成するもの（事業費補助） ・施設整備支援型 施設の建設等，備品の取得，その後の管理運営経費や借入金元利償還金等に対して助成するもの ・大会・イベント支援型 大会・イベント等を開催し，又は参加を促進するために実行組織等に対して助成するもの ・政策誘導型 特定の公共的・公益的事業を奨励することを目的とし，自主的活動に対して助成するもの ・その他 上記のほか，特定の事業に対して助成するもの | ○ |

4 補助金等の見直しに当たっての基本的な視点

本ガイドラインでは、既存の補助金等の検証や見直しを進めていく上での基本的な考え方として、五つの視点を設定します。

補助金等の交付事務を行う所管課は、これらの視点を踏まえ、市民からの理解を得られる適切な内容であるかの検証を行い、適切でないと判断される場合には、当該補助金等の廃止・縮小・整理統合を含めた補助金等の在り方を検討していきます。

表3 五つの基本的な視点

| 基本的な視点 | 主な内容 |
|---------------|--|
| ①公益性 | <ul style="list-style-type: none">・ 補助団体の事業活動や補助事業の「目的」、「内容」、「手法」などに公益性が認められるか。 |
| ②有効性・ 効率性 | <ul style="list-style-type: none">・ 補助事業の実施により、本来の目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されているか。・ 社会経済状況の変化により補助金等の効果が薄れていないか。・ 補助金額に見合う費用対効果が認められるか。・ 社会経済情勢や市民ニーズ等の変化に的確に対応しているか。 |
| ③妥当性 | <ul style="list-style-type: none">・ 補助金額・補助率は適切かつ妥当な水準であるか。・ 定額補助は積算根拠が明確であるか。・ 補助対象経費等は、適正かつ明確なものか。・ 他都市の類似の補助金等と比較し、均衡を欠いておらず妥当か。・ 補助金等の継続が団体等の自主性・自立性を阻害する要因となっていないか。 |
| ④公平性・ 透明性 | <ul style="list-style-type: none">・ 交付先の選定において、選定基準は公平なものとなっているか。・ 交付先の選定手続に透明性が確保されているか。・ 同種同規模の補助金等や交付先団体との比較で、金額は公平なものとなっているか。・ 多様な担い手がいるにもかかわらず、交付先が特定団体に固定されていないか。 |
| ⑤行政関与の 必要性 | <ul style="list-style-type: none">・ 官民の役割分担の観点から、呉市が補助金等を交付する必要がある事業であるか。・ 本市の政策目的（総合計画や部門別計画等）と整合が図られているか。 |

5 補助金等の見直し基準（チェックポイント）

補助金等を交付する上で留意すべき基準について、次のとおり補助金等の見直し基準（チェックポイント）を定めます。

補助金等の交付事務を行う所管課は、次の各項目について補助金の適合状況を検証し、基準に適合しない項目については、合理的な理由がない限り見直しを行っていきます。

(1) 補助金額・補助率・補助単価等の適正化

ア 補助金額，補助率，補助単価等

交付額（上限額），補助率，補助単価等について，補助金等の交付先と呉市との役割分担や負担割合，補助事業の成果や執行状況，他都市における類似の補助金等との比較，交付先の財務状況等を勘案し，市民の理解を得られるような適切かつ妥当な水準を設定することとします。

補助率については，補助事業の実施主体は補助交付先であることや，官民の役割分担の観点などからも，原則として2分の1以内とします。特に，著しく高い補助率を設定しているものについては，事業実施の効果の検証を基に妥当な水準となるよう見直しを図り，2分の1を超える補助率を適用しなければ補助目的を十分に実現できない場合や，補助目的を早期に実現しようとする場合など，2分の1を超える補助率を設定する場合は，その理由を十分に説明できるよう整理しておく必要があります。

また，補助目的の早期実現を理由として2分の1を超える補助率を設定する場合は，成果指標を設定した上で期限を区切ることとし，期限到来時には事業の存廃の検討や補助率の見直しを行います。

<補助率2分の1超を認める例>

- ① 交付先団体に自主財源が乏しく，かつ補助対象事業の実施が市にとって必要不可欠である場合
- ② ニーズや緊急性が特に高い事業など，補助目的の早期実現を図る必要がある場合
- ③ 法令や国の基準等で2分の1を超える負担割合が設定されている場合
- ④ 市債・基金繰入金を除く特定財源が2分の1以上充当される場合
（国・県支出金や宝くじ助成金などの間接的補助金等を交付する場合など）
- ⑤ 本ガイドライン策定前に締結された協定や契約に基づく場合
（協定・契約の終期までの期間が3年以上ある場合は，協定・契約の見直しを検討）
- ⑥ 既に債務負担行為を設定している場合
- ⑦ 市民の生活環境の維持確保のため，必要不可欠である場合
- ⑧ 他都市の類似の補助金等の状況を勘案し，2分の1を超える妥当性がある場合 など

イ 補助対象経費の範囲の明確化

補助事業の対象となる事業費（補助対象経費）の範囲については、原則として補助対象事業の実施に必要な経費に限るものとし、補助金等の交付の趣旨に照らして、直接公益的な事業に結び付かないと判断される経費については、可能な限り補助対象経費から除外するよう見直しを行います。

<補助対象外経費として扱う経費の例>

- ①交際費，慶弔費，飲食費，懇親会費，上部団体・加盟団体などへの会費・負担金，周年事業が目的の積立金など，補助事業の実施との関連性が小さいと判断されるもの
- ②市の規定から著しく逸脱した報酬，賃金，報償費，旅費
- ③慰安・親睦的な要素の強い旅行に伴う経費
- ④交付先団体の団体運営費補助に係る備品購入費など団体の資産形成に伴う経費
- ⑤交付決定前又は補助対象事業終了後に発注・購入・契約等を行ったものに係る経費 など

ウ 終期の設定

特定の公共的・公益的事業を奨励することを目的とし、自主的活動に対して助成する政策誘導型の補助金等については、期間内での実効性を高めることや長期化に伴う既得権化を抑制するために、原則として3年程度の終期を設定し、サンセット事業として終期到来時に廃止することとします。

成果が好調であり、その後も持続的な効果が期待できる場合においては延長できるものとなりますが、その場合においても、補助開始から5年経過した時点での廃止を原則とします。

また、市民ニーズや緊急性が特に高い事業など、補助目的の早期実現を図る必要性から、2分の1を超える補助率を設定する場合においても、同様に3年程度の終期とします。

エ 少額補助金等

交付先団体の予算・決算規模や補助対象事業費に対する補助金等の割合が10パーセント以下の場合や、1件10万円以下の少額の補助金等について、必要性・有効性等の観点から、補助金等の見直しを図ります。

特に、長期間にわたり固定化した特定の団体への運営費の補助金等となっているもので、交付先団体の財政的自立が図られていると認識されるものや、事業費に対する補助金等であっても、事業効果が薄れていると考えられるものについては、廃止又は休止を前提とした検討を行います。

また、利子補給金や個人に対する給付などを除く、1件10万円以下の少額の補助金等については、少額であっても必要性や有効性が高いケースもあるため、金額基準により一律に議論することは難しい面もありますが、事業の有効性や妥当性などを十分検討する必要があります。

オ 国・県等の制度に協調した補助金等

国・県等の制度に協調した補助金等については、国・県等の補助制度の終了と同時に市の補助金等を廃止することを基本とし、市単独事業としての制度継続は行わないこととします。

また、法令や国の基準等に定められた市の負担義務を超える加算（補助率の上乗せや補助対象範囲の拡大）を行っている場合は、やむを得ない事情がない限り、廃止することを前提とした検討を行います。

(2) 団体運営費補助の整理

ア 団体運営費補助から事業費補助への移行

交付先団体への運営費補助は、補助金の使途が特定の事業に限定されず、補助対象経費が曖昧になり、補助金等の交付による事業効果がわかりにくいという側面や、補助金等そのものが既得権化するおそれがあることや、補助金依存状態が続くことが交付先団体の自主性・自立性を阻害する要因となることが指摘されています。

しかしながら、特に市の外郭団体においては、本来市が税収を充てて直営で行うべき業務を便宜上アウトソーシングの形で実施するために設立し、その活動原資を補助金という形で間接的に税収を投入してきた場合もあります。

このため、団体運営に対する補助金等は、交付先団体と連携を図り、団体の運営目的や財務状況などを踏まえ、本市が助成を継続する意義を十分に検証した上で、新たな自主財源の獲得や団体運営費の削減などの実現可能性を検討し、補助事業の目的及び使途を明確にした事業費補助への移行を図っていくことで、交付先団体が自立して運営できる取組を進めていきます。

イ 交付先団体の財務状況等の把握・検証

交付先団体が既に自主的な運営が可能であり、補助金等への依存度が低い状況である場合は、速やかに補助金等の段階的な廃止又は縮小を図ります。

運営費補助を行っている団体において、複数年にわたって交付額の4分の1を上回る繰越金や内部留保（積立金等）などの余剰資金を有していると認められる場合は、合理的な理由がない限り、補助金等の縮小に向けた調整を図ります。

特に、複数年にわたって交付額を上回る余剰資金を有していると認められる場合は、補助金等の廃止を含めて見直しを検討します。

また、過去3年以上補助金額が据え置かれ、見直されてこなかったものについては、交付額の1割程度の減額を目標とし、特に過去5年以上見直されてこなかった場合には、交付額2割程度の減額を目標として見直しを図ります。

ウ 再補助の実態把握

補助金等を交付先団体の下部組織等へ再交付している場合においては、補助の対象や基準などが不透明になりやすく、事業実施状況が把握しにくいことから、再補助を行うメリットや必要性などの合理的な理由がない限り、原則として直接補助への切替えを検討します。

また、直接補助が難しく再補助とならざるを得ない場合は、補助金等の最終の使途を検証し、透明化を図ります。

(3) 市民に開かれた補助制度の構築

ア 積極的な情報公開

広く市民（団体を含む。）が利用できる補助制度については、広報紙やホームページなどを活用し、周知を図ります。

また、交付先団体等が大会・イベントなどでチラシ・ポスターなどを作成する場合に、本市からの補助金等を活用して実施している旨を明記するよう求めるなど、補助対象事業の実施を通じた補助制度の広報・周知も進めていきます。

イ 公募すべき補助制度

補助事業の実施の担い手は、最もふさわしい団体等を明確な選定基準の下に交付すべきであり、交付決定に当たり、補助希望者の中から交付対象者を選定する必要がある場合は、原則として公募により選定します。ただし、例外として、非公募による選定を行う場合は、公募により難しい理由など市民への説明責任を十分に果たすよう努めます。

また、市の任意的事業で実質的に特定の地域のみが交付対象となっている補助金等は、公平性や有効性等の観点から十分な検証が必要です。

特に、旧合併町地域に限定した補助制度については、合併から10年以上が経過し、普通交付税の合併算定替による加算措置が令和元年度をもって終了することを踏まえ、廃止又は休止を含めた在り方を検討する必要があります。

ウ 債務負担行為の設定

同一の事業・交付団体等に対して補助金等を複数年度にわたり交付する場合には、交付しようとする期間中における限度額について、あらかじめ債務負担行為を設定し、毎年度の予算の範囲内で交付します。

補助制度の執行の中で交付期間や限度額が決まるなど、予算書に期間や金額を記載することが困難な場合には、「〇〇要綱に基づく助成金の交付」などの文言表現による債務負担行為の設定を行います。

(4) 最適な手法への転換

ア 他の手法との比較検討

呉市と交付先団体との官民の役割分担の観点等から、補助金等の交付が最適な手法であるかを十分検討し、補助金等の交付よりも市による直接執行や負担金による支出、また外部委託といった他の手法の方がより適していると認められる場合は、他の手法への切替えを図ります。

特に、補助対象経費の全額（補助率 10/10）を補助している場合などは、本来は市が主体となって行うべき事業の代替えとしての性格を有している可能性があり、委託料等への切替えを検討します。

また、市が補助事業の実行組織に加盟している場合や、市の幹部が交付先団体の役員に充て職で就いている場合は、加盟団体の定款・規約などにに基づき団体に対して負担していることがあり、そうした場合は負担金への切替えを検討します。

イ 補助金等の整理・統合

目的や内容が重複し、又は類似する補助金等は、交付先となる市民又は団体の申請・実績報告等の交付手続の簡素化・省力化や、呉市における事務の効率化・迅速化の観点から、可能なものは整理統合を図ります。あわせて目的や内容が重複し、又は類似する補助金等が交付先団体に対する二重補助になっていないか十分検証するとともに再構築を検討します。

ウ 費用対効果の検証

補助金の交付に当たり、事業の実施に見合う効果が十分に期待できるかどうかを検証する必要があることから、補助効果を検証し、効果が不明であったり乏しいと思われる場合には、廃止又は休止を検討します。

エ 市民ニーズ等の変化への対応

毎年度の決算状況により、予算に対して執行率が低迷又は減少傾向にある補助金等は、市民ニーズ等の変化に的確に対応しておらず、既に補助金等の交付目的が一定程度達成されていたり、補助金等の交付効果が薄れている可能性があります。

執行率が複数年にわたり減少傾向にある場合には、廃止を前提として検討し、必要に応じて段階的な縮小などの激変緩和措置を設けます。実績が低い状態が続いている場合には、速やかに廃止又は休止を検討します。

オ 補助金額の確定時の精算

団体への補助金等の支出方法は、確定払いを原則とした上で、呉市補助金等交付規則（昭和63年呉市規則第24号。以下「規則」といいます。）第17条の規定により、特例として概算払・前金払により交付することができることとしています。

交付額の変動が想定されないものとして前金払で交付しているものであっても、決算時には余剰金が発生し、翌年度への繰り越されている場合があります。

今後は、確定払によることが適当でない場合は、概算払を優先的に活用し、補助金額の確定時の精算を行うとともに、余剰金が発生した場合には返還を求めることを原則とします。

また、市の補助金等以外に自主財源がある団体においても、補助事業の実施主体は補助交付先であることに鑑み、余剰金が発生した場合には市の補助金等を優先的に減額して精算することを求めています。

<補助金の支出方法>

①確定払（原則）

規則第16条の規定により、補助事業が完了し、実績報告書が提出され、その内容が適当と認められたときに、交付すべき補助金等の額を確定し、交付します。

②概算払

交付先団体が補助事業完了まで事業費を自己資金で賄う不合理を避けるために、一定の経費について補助金等の額の確定前に概算で交付し、額の確定と併せて精算を行います。

③前金払

補助金等の額の確定前に交付する点などは概算払と同様ですが、交付額の変動が予想されない場合に適用します。

(5) 交付手続等の明文化

補助金等の交付の手続等については、規則において原則的な規定について定めているところですが、補助事業の透明性を確保するためにも、補助事業ごとに対象者や対象となる経費の範囲、補助単価、補助率その他これらに類する事項について、その定義や根拠が明文化されていないものについては早急に要綱や基準等を整備することとします。

ただし、前述の他の見直し基準により、中期的に見直しを進めていく必要があるものについては、見直しの方向性が整理でき次第、速やかに要綱や基準等を整備していくこととします。

6 補助金等の見直しの方向性

前述した見直しに当たっての基本的な視点や見直し基準（チェックポイント）を踏まえ、補助金等の内容が適切であるかの検証を行った上で、適切でないと判断される場合には、見直しの取組時期の期間内において、廃止・休止又は縮小の方向で見直しを行い、交付の手續において定義や根拠が明確になっていないものについては、所要の規定を整備することとします。

(1) 廃止又は休止を検討すべき補助金等

次に該当する補助金等については、廃止又は休止を前提として検討します。

表4 廃止または休止を検討する事項

| 項目名 |
|--|
| ①補助金等の交付額に見合う効果が期待できないもの |
| ②サンセット事業で開始した補助制度で終期が到来するもの |
| ③交付先団体の予算・決算規模や補助対象事業費に対する補助金等の割合が10パーセント以下のもの |
| ④補助金額が1件10万円以下で、有効性や妥当性などに欠けるもの |
| ⑤国・県等の補助制度に協調した補助金等で、既に国・県等の制度が終了したもの |
| ⑥法令や国の基準等に定められた市の負担義務を超える加算措置(上乘せ・横出し)となっているもの |
| ⑦複数年にわたって交付先団体が交付額を上回る余剰資金を有しており、合理的理由のないもの |
| ⑧特定の一部の者のみが恩恵を受けるなど、補助金等の支出に市民の理解を得ることが困難なもの |
| ⑨既に補助金等の交付目的が達成されているもの又は交付効果が薄れているもの（複数年にわたり執行率が低迷又は減少傾向にあるもの） |

(2) 縮小又は整理・統合を図ることを検討すべき補助金等

次に該当する補助金等については、縮小又は整理・統合を図ることを前提として検討します。

表5 縮小又は整理・統合を図ることを検討する事項

| 項目名 |
|--|
| ① 2分の1を超える高い補助率が設定されており、その率が妥当性に欠けるもの |
| ② 補助対象経費に直接公益的な事業に結び付かない経費が含まれているもの |
| ③ 団体運営費補助から事業費補助への移行を図るべきもの |
| ④ 複数年にわたって交付先団体の繰越金や内部留保資金が交付額の4分の1を上回っており、合理的な理由のないもの |
| ⑤ 団体運営費補助で、過去3年以上補助金額が据え置かれ、見直されてこなかったもの |
| ⑥ 再補助から直接補助への移行を図るべきもの |
| ⑦ 他の支出方法への転換が適当なもの(負担金・委託料への切替え等) |
| ⑧ 補助事業の目的や内容が重複し、又は類似しているものがあり、統合が可能なもの |
| ⑨ 前金払から概算払への切替を図り、補助金額確定時の精算を実施すべきもの |

(3) 交付手続等において明文化や透明性の確保を図る必要がある補助金等

次に該当する補助金等については、交付手続等の明文化や透明性の確保を図っていきます。

表 6 交付手続等の明文化や透明性の確保を図る事項

| 項目名 |
|--|
| ①交付要綱やこれに準ずる基準などが未整備となっているもの |
| ②交付要綱において、補助事業の対象者、補助対象経費の範囲、補助単価、補助率その他これらに類する事項について明文化されていないもの |
| ③広く市民が利用できる補助金等で、広報紙やホームページなどでの情報公開がされていないもの |
| ④非公募による選定が行われている補助金等で、公募により難しい理由のないもの |
| ⑤補助金等の交付対象事業が複数年にまたがるなど、債務負担行為を設定すべきもの |

7 補助金等の見直しの流れ

補助金等の見直しに当たっては、所管課において、毎年度、本ガイドラインで示した基本的な視点や見直し基準（チェックポイント）により適合状況を検証し、検証結果を踏まえ、補助金等の在り方や見直しの方向性を検討します。

また、所管課が検討した補助金等の在り方や見直しの方向性については、関係団体等との調整を図った上で、次年度の予算に反映していくなど、PDCAサイクルを効果的に実施していきます。

図1 補助金等の見直しにおけるPDCAサイクルのイメージ

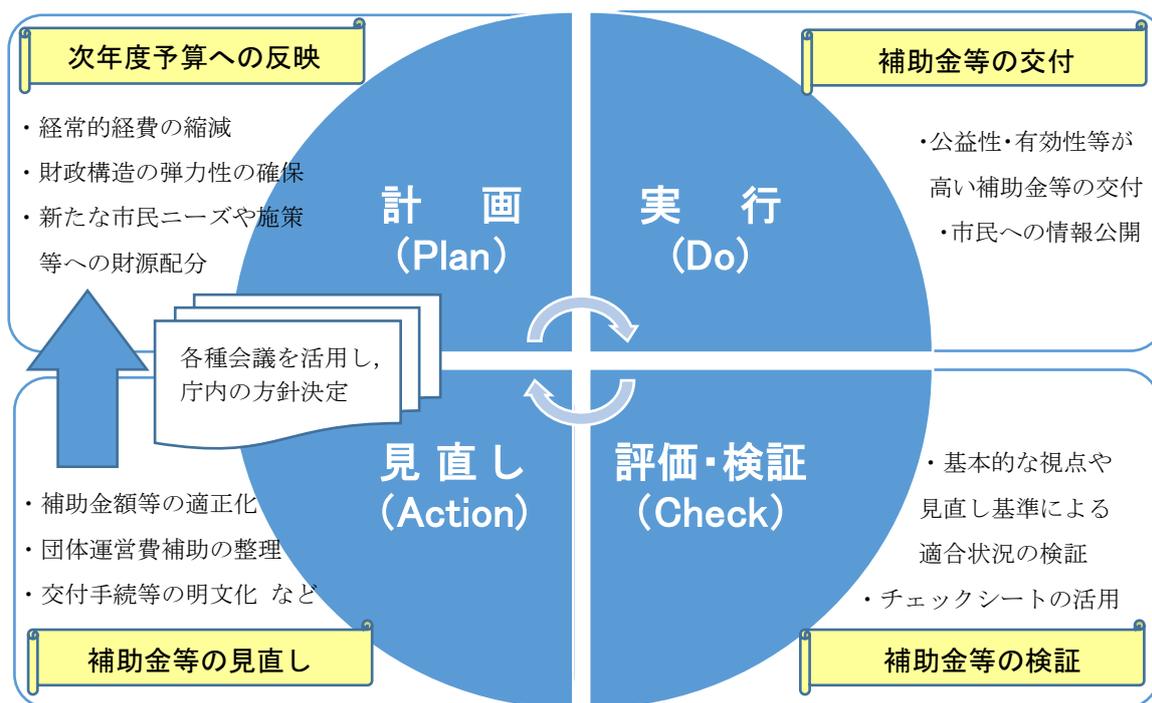


図2 庁内の推進体制のイメージ

